第四十八条を削り、第四十七条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第四十四条第二項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室及び特殊警備対策官」を「原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第二章第一節第五款中同条の前に次の一条を加える。

（警備調査企画官）

第四十一条　警備局警備企画課に、警備調査企画官一人を置く。

2　警備調査企画官は、命を受け、令第三十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

第百六十三条を第百六十五条とする。

第二章第三節第二款中第百六十二条を第百六十四条とし、第百六十一条を第百六十三条とする。

第百六十条中「第百四十三条第三号」を「第百四十五条第三号」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百五十九条中「第百四十二条各号」を「第百四十四条各号」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百五十八条中「第百四十一条各号」を「第百四十三条各号」に改め、同条を第百六十条とする。

第百五十七条を第百五十九条とし、第百五十六条を第百五十八条とする。

第百五十五条中「第百四十条各号」を「第百四十二条各号」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百五十四条を第百五十六条とし、第百五十三条を第百五十五条とする。

第二章第三節第一款中第百五十二条を第百五十四条とし、第百五十一条を第百五十三条とする。

第百五十条中「第六十三条及び第六十四条」を「第六十五条及び第六十六条」に改め、同条を第百五十二条とする。

第百四十九条を第百五十一条とし、第百三十六条から第百四十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第百四十五条第二項中「第五条第二項第四号」を「第五条第四項第四号」に改め、同条を第百三十七条とする。

第百三十四条第二項中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加え、同条を第百三十六条とする。

第百三十三条を第百三十五条とし、第百三十二条を第百三十四条とし、第百三十一条を第百三十三条とする。

第百三十条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　職員の福利厚生に関すること。

第百三十条中第十二号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

第百三十条を第百三十二条とする。

第百二十九条を第百三十一条とする。

第百二十八条の見出しを「（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）」に改め、同条第一項中「東北管区警察局」の下に「、中部管区警察局」を加え、同条第二項中「外事技術調査官一人を」の下に「、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を」を加え、同条を第百三十条とする。

第百二十七条第一項中「、中部管区警察局」を削り、同条第二項中「、中部管区警察局広域調整部に、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術調査官一人を」を削り、同条を第百二十九条とする。

第百二十六条中「、中部管区警察局」を削り、同条を第百二十八条とする。

第二章第二節第三款中第百二十五条を第百二十七条とし、第百六条から第百二十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第百五条を第百七条とする。

第百四条第二項中「第九十五条第二号、第九十六条第二号、第九十七条第二号及び第九十八条第四号」を「第九十七条第二号、第九十八条第二号、第九十九条第二号及び第百条第四号」に改め、同条を百六条とする。

第百三条を第百五条とし、第八十五条から第百二条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第八十四条を第八十六条とし、第八十三条を第八十五条とする。

第八十二条（見出しを含む。）中「サイバーセキュリティ対策研究・研修センター」に改め、同条を第八十四条とする。

第八十一条第二項中「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を「サイバーセキュリティ対策研究・研修センター」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十条を第八十二条とし、第五十八条から第七十九条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十七条を第五十九条とする。

第二章第一節第六款中第五十六条を第五十八条とし、第五十五条を第五十七条とする。

第五十四条を第五十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報セキュリティ対策官）

第五十六条　情報通信局情報管理課に、情報セキュリティ対策官一人を置く。

2　情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務（情報処理センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第五十三条を第五十四条とする。

第二章第一節第五款中第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とし、第四十九条の次に次の一条を加える。

（外事情報調整室）

第五十条　警備局外事情報部外事課に、外事情報調整室を置く。

2　外事情報調整室においては、令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　外事情報調整室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、外事情報調整室の事務を掌理する。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　ＤＮＡ型鑑識官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第百六十三条」を「第百六十五条」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人」を「四人」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。